

## 第19回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月10日（月）午前9時00分から午前10時15分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 18名

4. 出席委員 17名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	12	寺田 勝典	委員	8	山崎 容子
副会長(会長職務代理者)	18	今井 百合	委員	10	奥村 淳子
委員	1	藤井 利徳	委員	11	奥村 喜美子
委員	2	福永 克哉	委員	13	黄瀬 忠幸
委員	3	緩利 哲治	委員	14	植西 良隆
委員	4	曾我 秀美	委員	15	林田 清光
委員	5	中本 芳美	委員	16	鍋家 善幸
委員	6	福野 憲二	委員	17	山川 芳範
委員	7	森地 良彦			

5. 欠席委員 議席 9番 勝井 麻有美

6. 議長 議席12番 寺田 勝典 会長

7. 議事録署名委員 議席 4番 曾我 秀美 委員  
議席 5番 中本 芳美 委員

## 8. 総会

### 1) 開会

### 2) 市民憲章唱和

### 3) 会長挨拶

### 4) 議事録署名委員の指名

### 5) 議事

○議案第93号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第94号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第95号 農地利用集積計画の決定について

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処分報告について

○報告案件2 地域農業経営基盤強化促進計画（案）の報告について

### 6) 報告事項

○事務局報告

### 7) 閉会

## 9. 事務局出席者（4名）

局長 田村 勝也

局次長 大西 努

係長 西田 輝彰

係長 澤田 均

## 10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行をさせていただきます。  
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、勝井麻有美委員。遅参の届け出は黄瀬忠幸委員の1名です。早退の届け出はありません。よって、ただ今の出席委員は16名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。  
続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席4番曾我秀美委員、議席5番中本芳美委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。  
最初に、議案第93号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。  
はじめに、3条調書 整理番号67については、次の整理番号68と関連がございますので一括審議といたします。なお、採決は個別に行います。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号67番、整理番号68番について説明します。まず、整理番号67番の調書は3ページ、参考図は1ページから2ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。

譲渡人は高齢により耕作継続が難しくなり、農地の規模縮小を考えていたところ、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。申請地は、譲受人の所有農地に隣接した畔で区切られた農地であり、耕作に都合のよい当該地で、水稻の栽培を行う予定です。譲受人は農事組合法人の構成員であり、貸借によりこれまでどおり、耕作されるため営農に支障ないものと考えます。

続きまして、整理番号68番について説明します。参考図は3ページから4ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

譲渡人は、高齢により農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、整理番号67番と同一人であり、自宅の北側に位置する当該地にて、野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、いずれの案件も農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号67及び整理番号68については、議席8番山崎委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号8番山崎です。事務局から説明いただいた通りです。岡崎推進委員と現地確認を行いました。何ら問題ないと思われまますので、ご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 続いて、区域番号7岡崎推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号7岡崎です。整理番号67号は譲受人と譲渡人の農地が隣接し、整理番号68号は譲受人の宅地と譲渡人の農地が隣接しています。農地利用最適化の推進には問題ないと思えますので、よろしくをお願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら一括してお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、まず3条調書、整理番号67について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号67については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号68について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号68については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号69について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号69番について説明します。参考図は5ページ、6ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

申請地は不耕作であり、譲渡人は相続により農地取得したものの、遠方に居住しており農地の管理が行えないことから、譲受人と農地の所有権移転について合

意し、申請されました。譲受人は、これまで譲渡人から建物および隣接する畑地を賃借しており、今回その農地を取得するもので、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。退職を目前に控え、屋敷に隣接する畑で身の丈に合った野菜や花を栽培される予定であり、農業への従事期間を十分に確保するなど、農業体制を十分整えられることから、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号69については、議席11番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号11番奥村です。ただいま事務局から説明いただいた通りです。12月18日に申請人と藤井推進委員とで現地確認を行いました。譲受人は以前からお住まいの住居を正式に購入し、隣接している農地を譲り受けました。今後は、野菜や花を栽培されることから許可相当と判断しました。どうぞご審議いただきますようお願いいたします。

議長 続いて、区域番号19藤井推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号19藤井です。自宅に隣接している農地のため、家庭菜園として十分に利用される時間があると思います。どうぞご審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号69について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号69については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号70について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号70番について説明します。参考図は7ページ、8ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

農地の処分を検討していた譲渡人と、空き家バンクにより取得した建物に付随する当該農地にて耕作を考えていた譲受人とで、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。現在は市外在住であるものの、週2日程度の滞在から徐々に移住を進め、自家消費用の野菜を栽培するにあたり、これまでの農業経験を活かしながら耕作していく旨の営農計画書が提出されており、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号70については、議席3番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番緩利です。ただいま事務局から説明いただいた通りです。譲受人は遠方にお住まいですが家庭菜園を少しされています。将来は、空き家バンクを通じて移住を考えておられます。申請地は野菜を作っている畑であり、今後も永続的に管理されるということで、大変嬉しい案件であり、何ら問題ないと思っています。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 続いて、区域番号23清水推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号23清水です。事務局と緩利農業委員から説明があった通りです。農地利用の最適化に何ら問題ないと考えます。よろしくご審議をお願いします。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 **【質問等なしの声】**

議長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号70について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号70については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きます。3条調書、整理番号71については、次の整理番号72と関連がございますので一括審議といたします。なお、採決は個別に行います。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号71番、整理番号72番について説明します。まず、整理番号71番の調書は4ページ、参考図は9ページから10ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。

譲渡人は相続により農地取得したものの、農地の管理が行えないことから、農地の規模拡大を考えていた譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、去る11月総会で農地を取得し、経営規模の拡大を継続して進められており、申請地にて水稻の栽培を行う予定です。

続きます。整理番号72番について説明します。参考図は11ページから12ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。

譲受人、譲渡人は整理番号71番と同一人であり、相続により農地取得したものの、農地の管理が行えないことから、農地の規模拡大を考えていた譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。申請地にて水稻の栽培を行う予定です。なお、整理番号71番とは対象農地の地域・字が異なり、分けて申請があったことから、それぞれを調書に記載をしています。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号71及び整理番号72については、議席10番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号10番奥村です。12月21日に大原推進委員、土地家屋調査士と、1月11日に安田推進委員、土地家屋調査士と現地確認を両日共に3名で行いました。譲受人は去年の5月と11月にも土地を取得されており、5月に取得した農地について地元の農事改良組合長に確認したところ、しっかりと整備され耕作されているとのことでした。今後も農地として利用されることから許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 続いて、区域番号25大原推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 代読いたします。12月21日に奥村委員と現地確認を行いました。譲受人は近年規模の拡大を図っておられる耕作者です。地域の農事改良組合長の同意もあり、今後も適切に農地管理をされるものと考えていますので、農地利用最適化の推進に支障はありません。以上です。

議 長 次に、整理番号72について、区域番号27安田推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号27安田です。1月11日に奥村農業委員、土地家屋調査士と現地確認を行いました。譲受人は耕作面積を増やし農業経営規模の拡大を意欲的に考えられています。また、双方が同意しているので、最適化を推進するにあたり問題ないと判断しています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、一括してお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、まず、3条調書、整理番号71について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号71については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号72について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号72については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号73について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号73番について説明します。参考図は13ページ、14ページです。  
申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

譲渡人は遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、申請地に隣接する建物を取得し、当該地で野菜の栽培を行う予定です。現在は市外在住であるものの、今後移住を予定しており、農業への従事期間を確保するとともに、これまでの農

業経験を活かしつつ、必要な農機具は集落営農に協力を得ながら進められることから、耕作には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号73については、議席17番山川委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号17番山川です。ただいま事務局から説明いただいた通りです。12月7日に代理人、地元改良組合長及び和田推進委員と現地確認を行いました。申請地の一部が不耕作地のため、野菜栽培等の問題点について12月24日に譲受人夫婦、代理人、地元区長、和田推進委員、福永農業委員で説明を受けました。申請人は現在も野菜栽培を熱心に行っておられることから許可相当と判断しました。ご審議いただきますようお願いいたします。

議長 続いて、区域番号34和田推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 代読いたします。譲受人は土地家屋調査士の紹介により申請地で畑耕作をされます。なお、譲渡人の空き家もリフォーム後に活用されます。譲受人は農業経験が20年以上あり継続的に耕作を行われます。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 **【質問等なしの声】**

議長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号73について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号73については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号74について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

- 事務局 整理番号74番について説明します。参考図は15ページ、16ページです。  
申請地は、農業振興地域内の青地農地です。  
譲渡人は相続により農地取得したものの、高齢により農地の管理が行えないことから、譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、農作業歴30年で申請地近隣において農業を営んでおり、当該地で水稻の栽培を行う予定です。  
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。
- 議長 3条調書、整理番号74については、議席9番勝井委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。
- 事務局 代読いたします。12月18日に吉田推進委員と現地確認を行いました。譲渡人は農業をされておらず、また、維持管理もできないことから近隣の農作業歴が長い譲受人に相談され合意されました。譲受人は水稻をされることから農地も守られるので問題ないと判断しました。以上です。
- 議長 続いて、区域番号35吉田推進委員、意見をお願いします。
- 担当推委 区域番号35吉田です。譲渡人は、以前より申請地の耕作を地元農家に依頼していましたが、依頼人が高齢となったため2年前から作付けを止めています。譲受人は、近々の退職を機に規模拡大を考えていたことから今回の申請となりました。譲受人は、申請地の近くに居住しており、地元農業の維持発展に繋がるものと考えます。ご審議いただきますようお願いいたします。
- 議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委員 **【質問等なしの声】**
- 議長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号74について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 **【挙手全員】**
- 議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号74については、許可とすることに決定いたします。
- 議長 続きまして、3条調書、整理番号75について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号75番について説明します。調書は、5ページ、参考図は17ページ、18ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

譲渡人は相続により農地取得したものの、遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから、現在空き家となっている隣接建物と合わせて取得したい譲受人との間で、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、申請地の南側に実家があり、いつでも帰省できる環境の中で、今回取得する建物を活用し、ゆくゆくは移住し、隣接する当該地で野菜の栽培を行う予定です。現在は市外在住であるものの、屋敷に隣接する畑で身の丈に合った野菜を栽培される予定であり、農業への従事期間を確保するとともに、これまでの農業経験を活かして耕作する旨の営農計画書が提出されており、耕作には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号75については、議席17番山川委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号17番山川です。事務局の説明のとおりです。1月13日に譲受人、地元改良組合長、山本推進委員と現地確認を行いました。問題ないと思います。ご審議いただきますようお願いいたします。

議長 続いて、区域番号36山本推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号36山本です。事務局及び山川農業委員の説明のとおりです。譲受人は遠方に住んでいますが、ほぼ毎週申請地近くの実家に帰って来ており、実家の前の畑を作付けされているそうです。また、近隣に同年代の協力者もいるということで問題ないと思われます。ご審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号75について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

- 議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号75については、許可とすることに決定いたします。  
議案第93号については、以上であります。
- 議長 続きまして、議案第94号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。  
5条調書、整理番号53について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号53番について説明します。調書は7ページ、参考図は19ページ、20ページ、土地利用計画図は21ページです。申請地は、市街化調整区域内の第2種農地です。  
申請内容は、太陽光発電施設設置を目的とする、農地の地上権設定です。計画によると、733平方メートルの区域に太陽光発電施設として、太陽光パネル164枚、パワコン9台を設置されます。造成工事については、現況地盤を利用した不陸整正のみとし、切土及び盛土による土砂搬出はありません。雨水排水については、場内処理を基本とし、自然地下浸透処理の他、溢れた雨水は既設排水路に放流処理されます。この他、敷地周囲には安全対策として周囲にフェンスを設置するほか、草刈りを実施するなど保全対策をされます。申請地は一部道路に面するほか、北側東側は不耕作地であり、事業に当たり隣接者の同意を得られていることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。  
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。  
なお、補足ですが、地上権設定とは、建物や工作物、竹木を所有するために他人の土地を使用する権利のことです。一方、賃借権は、賃貸借契約に基づき、賃借人が土地を使用できる権利である債権と言い、地権者の承諾がなしに、権利を移動させることができません。地上権または賃借権のいずれを選択するかについては、譲渡人及び譲受人の合意によるものであり、いずれを選択しても転用許可の申請対象となります。以上です。
- 議長 5条調書、整理番号53については、議席15番林田委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号15番林田です。事務局よりご説明いただいたとおりです。山中推進委員、業者、地権者と現場確認を行いました。問題ないと判断しましたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 続いて、区域番号1山中推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号1山中です。事務局及び林田農業委員の説明のとおりです。農地利用最適化の推進に支障がないと思います。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号53について採決いたします。

許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、5条調書、整理番号53については、許可とすることに決定いたします。

議 長 ここで、遅参の届け出があった黄瀬委員が出席されましたので、次の案件から審議に参加いただきます。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号54について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号54番について説明します。参考図は22ページ、23ページ、土地利用計画図は24ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第2種農地です。

申請内容は、駐車場を目的とする、農地の売買です。計画によると、譲受人は申請地の東側で建設業を営んでおり、貸倉庫や工場建設など、事業多角化を進めている中で、敷地内での駐車場が不足しているため、近隣の当該地に8台分の自己用駐車場を確保されます。造成工事については、既存の茶畑を伐根後、表面を鋤取りし碎石による最小限の整地作業とされるため、土砂流出は見込まれません。また、雨水排水は自然地下浸透処理ですが、溢れた雨水は東側道路へ放流処理されるため、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

- 議 長 5条調書、整理番号54については、議席11番奥村委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号11番奥村です。事務局の説明のとおりです。12月18日に譲渡人、譲受人、藤井推進委員と現地確認及び転用理由について聞き取りを行いました。譲渡人は農地の管理ができなくなり、譲受人は事務所の前に貸倉庫を2棟建てたことにより駐車場が狭くなったため、今回の案件がまとまりました。周辺農地に被害はないと考えられることから、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議 長 続いて、区域番号19藤井推進委員、意見を申し上げます。
- 担当推委 区域番号19藤井です。事務局並びに奥村農業委員の説明の通りです。譲受人の事務所からも近く、ちゃんと整備されて使われると思いますので問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いたします。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 **【質問等なしの声】**
- 議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号54について採決いたします。  
許可に賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 **【挙手全員】**
- 議 長 挙手全員でございます。  
よって、5条調書、整理番号54については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きますして、5条調書、整理番号55について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号55番について説明します。参考図は25ページ、26ページ、土地利用計画図は27ページです。申請地は、非線引き都市計画区域の第2種農地です。令和6年3月の農振計画見直しにより、農用地区域から除外手続きがされています。  
申請内容は、工場及び倉庫建設を目的とする、農地の売買です。申請地は第2

種農地ですが、事業拡大に伴い、本社工場に近接し、かつ、適切な広さが確保できる箇所では土地選定を行われており、当地のほかには適当な代替地が見つからなかったことから選定はやむを得ないと考えられます。計画によると、寺社仏閣をはじめとした木造建築から商業施設など、幅広い分野で建築業を営む譲受人において、事業拡大に伴い既存工場が手狭になったことから、新たに木材加工工場及びその資材置き場を確保するうえで、まとまった一段の敷地を近隣地で用地選定されたところ、当該地以外に代替地がなかったことから転用申請をされたものです。工場関連設備にかかる農地は5,346平方メートルです。この計画区域に、高さ9.1メートルで、建築面積1,020.69平方メートルの工場棟を建築されます。建蔽率19.09パーセントです。その他の土地利用としては、南側に建築資材となる原木等の資材置場、西側に社員用駐車場及び出荷検査時の大型車駐車場、さらには搬入車両の積み下ろし時の転回スペースとして利用されます。造成工事については、敷地外周に設置する新設水路に向けて地表水が流れるよう、盛土により整地を行われます。土砂が流出しないように、法面は安定勾配とし、敷地境界にはコンクリート構造物を設置されます。周囲の水路で集めた雨水排水は、西半面は市道の道路側溝に向けて柵で集水し放流することとし、残る東半面は東側の大型柵で集水し、コルゲート管を通じて最終的に1級河川野洲川に放流処理されます。申請地の三方が道路に囲まれていることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回、農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、道路管理者とも協議がなされています。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。以上です。

議長 5条調書、整理番号55については、議席11番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号11番奥村です。事務局の説明のとおりです。1月7日に申請者、藤井推進委員と現地確認及び転用理由について聞き取りを行いました。譲渡人は高齢のため農地の管理ができなくなり、譲受人と話がまとまりました。周辺農地に被害はないと考えられることから許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 続いて、区域番号19藤井推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号19藤井です。事務局並びに奥村農業委員の説明の通りです。問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

- 議 長 　　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 　　【質問等なしの声】
- 議 長 　　ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号55について採決いたします。  
許可に賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 　　【挙手全員】
- 議 長 　　挙手全員でございます。  
よって、整理番号55については、許可相当とすることに決定いたします。  
なお、この案件は、面積が3,000平方メートルを超えるため、県農業会議へ諮問いたします。  
また、許可については、都市計画法第29条について別途手続き中であり、転用許可は都市計画法の許可と同日付けとなります。
- 議 長 　　続きまして、5条調書、整理番号56について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 　　整理番号56番について説明します。調書は8ページ、参考図は28ページ、29ページ、土地利用計画図は30ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。  
申請内容は、駐車場を目的とする、農地の売買です。計画によると、譲受人の夫は近隣で建設業を営んでおり、これまで会社敷地内に自己用駐車場用地を確保し利用してきたものの、会社代表が代替わりをし、今後事業者と個人との関係を整理するため、近隣の当該地に2台分の自己用駐車場を確保されます。造成工事については、隣接する自己所有敷地の地盤高に合わせての盛土整備とし、周囲とは擦り付けもしくは一部法面を設けて、安定勾配施工により土砂流出防止を図られます。表面は砕石仕上げであり、雨水排水は自然地下浸透処理ですが、これまで畑地であったことや整備面積も少ないことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。  
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。
- 議 長 　　5条調書、整理番号56については、議席2番福永委員、説明をお願いします

す。

担当農委 議席番号2番福永です。事務局の説明のとおりです。1月11日に利田推進委員、申請者と現地確認を行いました。申請地は譲渡人の自己所有地に隣接する土地です。整備については土砂流出の対策や排水対策がされていることを確認しました。また、地元関係者や隣地の承諾も得ていることを確認しました。このことから、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号32利田推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 代読いたします。農地利用最適化の推進に影響はありません。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号56について採決いたします。

許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号56については、許可相当とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号57について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号57番について説明します。参考図は31ページ、32ページ、土地利用計画図は33ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。

申請内容は、駐車場を目的とする、農地の使用貸借です。計画によると、譲受人は譲渡人の妻であり、申請地隣接地で飲食業を営んでいることから、事業好調の折、増加する来客用の駐車場として、当該地に8台分の駐車スペースを確保されます。新たな造成工事はなく、長らく現状は畑地ベースで地盤が仕上がっており、土砂流出は見込まれません。また、雨水排水は自然地下浸透処理ですが、周囲は宅地及び水路に縁切りされており、転用による周辺農地への被害はないもの

と考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られております。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号12については、議席12番私寺田が説明いたします。

担当農委 議席番号12番寺田です。事務局の説明のとおりです。1月10日に城推進委員と現地確認を行いました。以前は譲渡人と譲受人の家でレストランを経営されていきました。客席が20席程度あり繁盛していましたが、駐車スペースが少ないことから譲受人の実家の本屋の空き家を利用し、11月にレストランを移転オープンされたところでした。新店舗では駐車場を約28台分確保されていましたが、連日満員の状態となっています。新店舗周辺は、静かな住宅地であるため近隣の方々に迷惑を掛けられないことから隣接する農地を従業員駐車場8台分として造成することとなりました。周囲への影響はないことから何ら問題ないと考えます。よろしく願いいたします。

議 長 続いて、区域番号42城推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号42城です。事務局並びに寺田農業委員の説明の通りです。農地利用最適化推進に特に問題ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号57について採決いたします。

許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号57については、許可相当とすることに決定いたします。

議案第94号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第95号「農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第95号について説明します。今月の決定は、8件です。10ページの利用権等設定総括表をご覧ください。

賃貸借権および使用貸借権の設定の面積は、35,908平方メートルです。借り手、貸し手と農地の所在、面積、期間等は、11から12ページの利用権設定等の明細のとおりです。

次に、借り手の農地台帳による経営状況は、13ページのとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、議案第95号について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手多数】賛成15人、棄権1人

議長 挙手多数でございます。

よって、議案第95号については、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をいたします。

議案第95号については以上であります。

議長 続きまして、報告案件1「農地転用届出に係る専決処分報告について」事務局の報告を求めます。

事務局 報告します。調書は14ページ、参考図は34ページから36ページです。市街化区域内の農地転用事案について、今月は農地法第5条の届出が3件、住宅建築及び市文化財事業に伴う土地活用を目的とするもので、資料ご覧のとおりです。説明は以上です。

議長 ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等ございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 続きまして、報告案件2「地域農業経営基盤強化促進計画（案）の報告について」事務局の報告を求めます。

事務局 報告します。調書は15ページです。地域農業経営基盤強化促進計画（案）について、市農業振興課に29件の提出がありました。提出された地域は、水口町春日、下山、伴中山、泉、北脇、酒人、中畑、巖峨、北内貴、三大寺、牛飼、杣中。土山町青土、西瀬音、平子、大澤、鮎河。甲賀町神保、隠岐、櫛野、大原上田、毛枚。甲南町上磯尾、柑子、上野川、杉谷（川北）、市原。信楽町牧、宮尻。詳細については、地域計画参考資料のとおりです。なお、報告済件数は25件です。農業委員会として、特に意見することはないと考えます。

議長 ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等ございましたら伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問もないようですので、地域農業経営基盤強化促進計画（案）に対する意見については、意見がなかった旨、市に報告いたします。

報告案件は以上でございます。

これで「審議案件」ならびに「報告案件」を終了いたします。

議長 続きまして、「6. 報告事項」に入ります。

「事務局報告事項」について、順次事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局報告事項に入ります。

- ・農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解除通知
- ・農地利用集積計画に係る利用権設定満了報告
- ・所有者不明農地制度における不明所有者の探索
- ・農地賃借料情報
- ・地域計画策定検討会の委員について
- ・経過と予定

議長 報告事項は以上でございます。

議長 それでは、ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。